

1. 通則

- (1)入学時に選択した研究指導の担当教員が指導教員となる。
- (2)学生の研究指導を担当する教員を指導教員とし、論文の作成、研究一般については、その指導に従う。

2. 修士課程

- (1)修士の学位を取得しようとする者は、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を取得しなければならない。
ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について基幹理工学研究科運営委員会が認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2)講義科目の選択は、原則として専攻内に置かれた科目の中からとするが、指導教員が認めた場合に限り、他専攻・他研究科・他学術院・他コースからも選択できる。

専攻名	他専攻聴講	理工学術院内他研究科聴講	他学術院聴講	他コース聴講
数学応用数理専攻	0 単位	0 単位	4 単位*	6 単位
情報理工学専攻	制限なし	制限なし	0 単位	6 単位
機械科学専攻	制限なし	制限なし	0 単位	6 単位
電子光システム学専攻	制限なし	制限なし	0 単位	6 単位
表現工学専攻	制限なし	制限なし	4 単位	6 単位

*ただし教育・総合科学学術院教育学研究科数学教育専攻設置の科目に限る。

- (3)教育研究上有益と特に認めるときは、理工学術院内学部および教育学部理学科の4年次（前年度）に履修した大学院授業科目を、下記の各専攻が定める範囲内において大学院基幹理工学研究科の既修得単位として認定する。

専攻名	認定上限単位数
数学応用数理専攻	10 単位
情報理工学専攻	10 単位
機械科学専攻	4 単位
電子光システム学専攻	10 単位
表現工学専攻	10 単位

- (4)教育研究上有益と特に認めるときは、各専攻が定める範囲内において、理工学術院内学部および教育学部理学科の授業科目を履修し、その取得単位を修了に必要な単位（30単位）として認定することができる。ただし学部在籍時に修得した科目を履修申請することはできない。また、教職専修免許および各種資格に必要な単位としては認定しない。

専攻名	認定上限単位数
数学応用数理専攻*	6 単位
情報理工学専攻**	上限なし
機械科学専攻	4 単位
電子光システム学**	上限なし
表現工学専攻*	上限なし

* 指導教員が認めた場合に限り。
**ただし、修了必要単位に参入できない。

3. 博士後期課程

- (1)博士の学位を取得しようとする者は、通常3年以上在学し、指導教員の行う研究指導を受けなければならない。
- (2)博士後期課程では必要取得単位数はないが、博士後期課程設置科目を履修することができる。また、その他理工学術院内に設置された講義科目はその担当教員の了解のもとに聴講することができる。他研究科の講義科目についてもこれに準ずる。